

令和元年度ノウフク就労支援円滑化地域モデル構築（就労体験実証事業）
業務委託仕様書

1 委託事業の目的

農業分野において施設外就労（障害福祉サービス事業所による作業請負）に取り組むには、農業者、農業関係者側が障がい者に対する理解を深めるとともに、障害福祉サービス事業所の障がい者に農作業を体験してもらい、障がい者、福祉関係者側が作業内容等を知ることが必要です。

そこで、就労体験の実証と指導人材の確保・育成を通じて、農業での施設外就労を実施できる体制づくりを検討します。

2 委託事業の内容

(1) 委託業務名

ノウフク就労支援円滑化地域モデル構築（就労体験実証事業）

(2) 委託期間

契約日から令和2年2月28日（金）まで

(3) 委託内容

ア 就労体験の実施、検証

- ・農業法人等と障害福祉サービス事業所が連携して、必要に応じて関係者の研修実施や農業ジョブトレーナーなどの専門人材の助言・指導を得ながら、障がい者が取り組みやすい仕事の切り出しを行い、毎回複数人の障がい者が参加し、15日以上就労体験を実施する。この際、様々な農作業を取り入れ、多様な就労体験となるよう配慮するとともに、体験活動に参加する農業法人等や障害福祉サービス事業所以外の近隣の法人や事業所に、あらかじめその活動の時期・内容等を広く周知し、作業等の取組状況を広く公開して行うよう努めるものとする。
- ・作業内容毎の作業難易度、障がい者が取り組みやすい作業の方法、理解しやすい指導方法等を調査し、施設外就労として継続可能な農作業を抽出する。
- ・体験活動に参加した農業法人等や障害福祉サービス事業所、その近隣の法人や事業所等が施設外就労を実施できる体制を検証する。具体的には、関係者による協議や先進事例調査などを行いながら、施設外就労の実行に向けた課題の抽出と共有化を図るとともに、解決策の提案を行う。

イ 施設外就労拡大のための情報収集・発信

- ・農業法人等が発注できる作業や障害福祉サービス事業所が受注できる作業等を収集・整

理したうえで、上記の就労体験の結果と合わせて、施設外就労の拡大に向けた報告会等を地域で開催すること。

ウ 業務報告書の作成

- ・業務で実施した内容について、使用した資料及び概要を記録し、報告書としてまとめ、委託費の実績書（明細が示されたもの）を添えて、正本1部、副本1部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出すること。

エ 前記ア、イ、ウの実施に当たり使用できる経費の種類

経費区分	内容
会場借料	報告会等を開催する場合の会場費として支払われる経費
通信運搬費	PR資料、報告会の開催通知等の郵送経費
印刷製本費	PR資料、報告会用の資料等の印刷製本の経費
原材料費	調査、作業改善に係る試作に必要な材料の経費
消耗品費	調査、作業改善に用いる小額な器具等の経費（耐用年数が1年未満もしくは取得価格5万円未満のもの）
旅費	就労体験の調査・実施及び研修受講の際等に要する旅費
賃金	就労体験の調査・実施にかかる職員の賃金
報償費	農業ジョブトレーナー、施設外就労コーディネーター、研修講師等謝礼
謝金	調査、作業改善等に係る協力費
委託費	器具の開発、PR資料のデザイン提案等を第三者へ委託することが必要かつ合理的・効果的な場合に限り実施できるものとする。
保険料	就労体験の実施に係る損害保険料・賠償責任保険料
手数料	必要経費の振込手数料等
その他経費	上記に定めのない経費を負担する場合はあらかじめ県と協議し決定する

備品は対象外

(4) その他

ア 就労体験に参加する障害福祉サービス事業所の要件

- ・三重県内の障がい福祉サービス事業所であること。
- ・就労体験作業中、障害福祉サービス事業所職員を、障がい者を指導する責任者として

1名以上配置できること。

- ・就労体験を受け入れる農業法人等と、過去に作業受託契約を締結していないこと。

イ 就労体験に参加する農業法人等の要件

- ・三重県内で農業を営む農業者、農業法人等であること
- ・障がい者に農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む）等に携わる作業機会を提供することができること。且つ障害福祉サービス事業所職員に対して作業の十分な説明および指導を行うことができる責任者を配置できること。
- ・就労体験に参加する障害福祉サービス事業所と、過去に作業委託契約を締結していないこと。

ウ 受託事業者の要件

- ・県内で農業を営む農業者、農業法人等及びそれらが組織する団体
- ・障害者総合支援法に基づく、県内の障害福祉サービス事業所
- ・障害者就業・生活支援センター、社会就労センターなど県内の障がい者の就労継続、移行支援、雇用等のサービス事業所をサポートする組織
- ・上記3点のいずれかを満たし、かつ農業分野における施設外就労の実施に意欲あるもの

3 契約上限額及び契約件数

- ・契約上限額 712,784円/件（消費税及び地方消費税を含む）
- ・契約件数 3件以内

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年制令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規程に該当しない者であること（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないことなど）。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規定を遵守し仕様書等に基づき適正な提案が行える者。
- (6) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を利用できる者。

- (7) 申請書及び添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾できる者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「ノウフク就労支援円滑化地域モデル構築（就労体験実証事業） 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

(1) 企画提案書の審査

提出された企画提案書により審査を行うこととし、プレゼンテーションは行わない。ただし、特に必要と認められる場合には、実施することもある。

(2) 企画提案コンペの審査基準

企画提案コンペの審査項目、基準は以下のとおりとする。

就労体験の実施

- ・実施の実現可能性が高い内容であるか。
- ・さまざまな農作業と複数人の障がい者を組み合わせた、多様な就労体験となっているか。

就労体験の検証

- ・施設外就労として継続可能な作業を抽出ができる調査内容となっているか。
- ・施設外就労の実行に向けた課題の抽出と共有化、解決策の提案ができる活動内容となっているか。

施設外就労拡大のための情報収集・発信

- ・報告会の企画内容、制度周知のためのPR資料等の内容は適切か。
- ・情報収集・発信する内容は施設外就労拡大に向けて効果の高いものになっているか。

企画性・実現性

- ・現状の分析や課題の整理が的確に行われ、それに即した企画提案となっているか。
- ・他の企画提案にはない創意工夫（独創性、革新性）は認められるか。
- ・企画した内容やスケジュールが十分に実施できる、実現力の高い業務体制、運営体制か。

経済性

- ・提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。また、見積額積算内訳は適切か。

(3) 企画提案書提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課経営体支援班

提出期限：令和元年7月16日（火）17時 必着

提出方法：上記提出先まで持参、または郵送とする。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書にて行うものとする。

提出方法 FAX または E-mail

受付期限 令和元年7月4日(木)17時

回答 令和元年7月9日(火)までに FAX または E-mail にて行う。

6 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案参加資格確認申請書(様式1)

(2) 企画提案書(様式2)

(3) 費用内訳書(様式3)

(4) 契約実績(様式4)

過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を記載すること。

(5) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

7 優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 - 3 未納税額がない証明用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し。

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し。

(3) 見積書(様式5)

(4) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書契約実績証明書(様式4 - 2)。

(5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者または共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にとっては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」(様式6)。

8 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産部担い手支援課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県農林水産部担い手支援課において行う。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 委託料の支払方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1.4 その他

(1) 受託者は、本委託業務が国庫補助による事業(地方創生推進交付金)であることを十分に認識し、本事業の趣旨を理解したうえで、県と連携して業務を実施するものとする。

(2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

1.5 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課経営体支援班

担当：飯場、竹内

TEL：059-224-2354 FAX：059-223-1120

E-mail：ninaite@pref.mie.lg.jp

